

【新型コロナウイルス感染拡大に伴う各国の原産地証明書発給業務等状況にかかる我が国への通知内容】

参照にあたっては、以下にご留意ください。

1. 本一覧は各国からの通知内容のうち日本税関として把握しているものを参考として掲載しているものであって、掲載がない場合や通知と異なる原産地証明書が必ずしも無効となるものではありません。そのような原産地証明書を入手された場合には、申告税関にご相談ください。また、特惠適用の輸入申告の際に提出猶予の取扱いもご利用できます。
2. 各国の取扱いにかかる詳細は、発給当局へ照会ください。また、各国から我が国への通知には時間を要することがあることから、最新の情報については、発給当局等のホームページ等でご確認ください。

(参考) EPA の原産地証明書発給当局一覧 https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/syomeisyo.htm#hakkyu

GSP の原産地証明書発給当局一覧 https://www.customs.go.jp/roo/procedure/gsp_hakkyuu.pdf

国名	EPA/GSP	通知内容	通知があった日
ペルー	EPA	・ 国家緊急事態宣言発動に伴う移動制限実施を 2020 年 3 月 16 日から 15 日間実施しており、輸出者の原本受領を制限	2020 年 3 月 18 日
エクアドル	GSP	・ 2020 年 3 月 23 日以降、原産地証明書を電子的 (digitally) に発給 ※電子的に発給されたもの : オリジナルの原産地証明書をスキャンし PDF 化したもの	2020 年 3 月 26 日
インド	EPA	・ 原産地証明書発給業務の一時停止 ・ 原産地証明書発給業務再開後に原産地証明書を遡及的に発給予定 ※QR コードを付した原産地証明書を電子的 (digitally) に発給 (4/28 付追記) ※電子的に発給された原産地証明書は、書面の原産地証明書と同様のレイアウト、外形及び有効性を維持する。(11/17 付追記) ⇒R3/3/1 時点で、従来の原産地証明書に QR コードを追加的に付し、通常通り発給されていることを確認。(3/10 付追記) (詳細) 日インド包括的経済連携協定 原産地証明書について http://www.customs.go.jp/roo/origin/jicepa_co.htm	2020 年 3 月 30 日

国名	EPA/GSP	通知内容	通知があった日
チリ	EPA	・ 原産地証明書は原本をスキャンしたものを発給	2020年3月31日
マレーシア	EPA	・ 原産地証明書への署名業務の取扱い変更（期間：2020年3月30日から4月14日） ・ 原産地証明書への署名業務の制限及び署名済原産地証明書受領時期の限定 ※CO発給にかかる一部業務は ePCO システム (http://newepco.dagangnet.com/dnex/login/about.html)にて継続	2020年4月1日
フィリピン	EPA	・ 署名、押印された原産地証明書をスキャンして発給	2020年4月2日
メキシコ	EPA	・ 署名、押印された原産地証明書を輸出者がシステム上から印刷 ※彩文の無い台紙が使用される	2020年4月6日
インドネシア	EPA	・ 一部発給事務所において電子的な署名及び印影を用いた原産地証明書を4月1日以降発給 ・ 全ての発給事務所において電子的な署名及び印影を用いた原産地証明書を発給（5/25 付追記） ※電子的署名及び印影と共に QR コードが付される（5/14 付追記） ※原産地証明書の左肩にバーコードが付される（5/25 付追記）	2020年4月7日
スイス	EPA	・ 原産地証明書は通常通り発給	2020年5月12日
コロンビア	GSP	・ 国税・関税庁（DIAN）発給の原産地証明書について、紙の原本をスキャンし PDF 化したものを発給 ・ 上記原産地証明書には、印影の画像データが貼り付けされる	2020年11月2日